

項目		特記事項	項目	特記事項	項目		特記事項	項目	特記事項				
一般	27 吊り及び支持 (2-2.6.3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	一般	43 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。 なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成后、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。 (1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	共通事項	一般	(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ロ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。	一般	56. 墜落制止用器具	・墜落制止用器具は、フルハース型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。 又、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。		
	28 機器廻り配管	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。		44 主任技術者等の資格	50 工事の保険等			(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※ (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一か月以内(電子申請方式による場合にあっては契約原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ロ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。 (1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するゆいくる材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は準先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ロ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターにて「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ロ 受注者は、路盤材のウレタン送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。		57. その他	※		
	共通事項	31. 技術検査 (1-1.6.2)		監督職員による中間技術検査の実施回数 ※ 2回 ・1回	共通事項			45 監理技術者等の兼務(特例監理技術者の配置)	共通事項	51 ゆいくる材について	共通事項	1 総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・風量調整 ○水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 ○騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・運転状態(総合調整結果)の記録 ※
		32. 施工の検査等 (1-1.5.4)		見本施工は、次による。ただし、他業者と調整が必要な場合は、監督職員と協議する。				46 施工条件 (1.3.3)		52 完成時の提出図書 (1.7.1)		2 保温工事 (3.1.1)	図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。
33 施工の立会い (1-1.5.6)		「公仕仕 設備編」に定めがあるもの以外で、次に示す事項については、監督職員の立会いを受ける。 ・ ・ ・	47 交通安全管理 (1.3.6)	53 情報共有システムの使用		3 塗装工事 (3.2.1)	露出部分は全て塗装を施すこと。(※屋外露出配管)						
34 室内の空気中の化学物質濃度の測定 (1-1.5.8)		ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 ・要 ○ 不要 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び箇所数は、監督職員の指示による。	48 施工中の環境保全等 (1.3.8)	54 標識その他 (1.7.4)		4 仮設工事 (4.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。						
事項	35 工事写真	工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」によるほか、監督職員の指示による。	事項	49 発生材の処理等 (1.3.9)	事項	55 磁気探査	事項	5 その他	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。				
	36 保全に関する資料 (1-1.7.3)	「公仕仕 機械編」に定める保全に関する資料を(※2部 ・部)提出する。 保守指導書(共用部分)の提出 ※要 ・不要		53 情報共有システムの使用		5 塗装工事 (3.2.1)		露出部分は全て塗装を施すこと。(※屋外露出配管)					
	37 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別紙「工事区分表」による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		54 標識その他 (1.7.4)		4 仮設工事 (4.1.1)		本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。					
	38 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		55 磁気探査		5 その他		(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。					
項目	39 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	項目	53 情報共有システムの使用	項目	55 磁気探査	項目	1 総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・風量調整 ○水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 ○騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・運転状態(総合調整結果)の記録 ※				
	40. 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。		54 標識その他 (1.7.4)		2 保温工事 (3.1.1)		図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。					
	41 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		55 磁気探査		3 塗装工事 (3.2.1)		露出部分は全て塗装を施すこと。(※屋外露出配管)					
	42 設計図CADデータの貸与	本工事で発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。		53 情報共有システムの使用		54 標識その他 (1.7.4)		4 仮設工事 (4.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。				